

子どもの命と安全を守る! 100万人の思い! 国会請願署名2018

# 国は学童保育に通う子どもの安全と安心に責任を!

国の示す「従うべき基準」は、子どもの安全と安心に関わる、全国どこでも守られるべき学童保育の基準です。

その重要な基準が崩されようとしている今、子どもを守れと声をあげましょう!

現在、厚生労働省令の基準(以下「省令基準」)では、学童保育には原則2人以上の有資格者を配置すること、その有資格者の要件(資格)の2つが、「従うべき基準」として定められています。

「省令基準」に示された内容は、全国すべての学童保育に通う子どもたちの命を守り、安全で安心できる「生活の場」として、「全国的な一定水準の質」の学童保育を保障するためには必要不可欠のものです。

学童保育には、毎日子どもたちが安全に安心して過ごすために、専門的な知識と経験のある指導員が常時複数配置されることが必要です。

## 理由1

学童保育の特性

◆学童保育では、子どもたちが、遊びを主として仲間とともに思い思いに過ごしています。指導員には、小学生の生活・発達・特性を理解して、各自に応じた関わりが求められます。

## 理由2

子どもとの関わり

◆指導員が一人ひとりの話を聞いていないに聞く、言葉にできない思いもくみ取るなど、日常の積み重ねから信頼関係が育まれ、子どもは安心して過ごすことができます。

## 理由3

子どもの安全

◆安全を守る緊急時の対応、ケガの手当、いさかいへの対応など、個々の子どもへの対応と、全体への対応を同時に行う必要があります。学期の子どもについて、専門的な技能と知識を身につけた指導員が常時複数配置されることが必要です。

## 理由4

学童保育の基本

◆指導員は子どもや、保護者に直接関わるほかにも、保育内容の記録、打ち合わせ、保育計画(見通し)の作成や振り返りとまとめ、事例検討や研修、情報共有の会議など、さまざまな仕事に複数で連携しながら取り組んでいます。

## 理由5

運営に関わる仕事

◆指導員が、地域や学校との連携などのほか、学童保育を円滑に運営するために、運営上の様々な業務を担っている現場も多くあります。

おかえり~!

子どもたちを守ろう!  
学童保育を守ろう!  
声をあげよう!



ただいま~!



2018.12.14 RO